

玉城町産業振興促進計画

令和7年4月1日作成
三重県玉城町

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

三重県のほぼ中央部に位置する本町は、伊勢市、度会町、多気町、明和町に接しており、熊野古道出立の地であることなど歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、魅力ある地域資源があふれています。

また、本町は伊勢市と松阪市の中間に位置し、伊勢自動車道玉城インターチェンジ、JR参宮線等交通アクセスの良さも併い両市のベッドタウン的な要素があり、人口は、昭和40（1965）年の10,524人から平成27（2015）年では15,431人と人口増加となっていますが、令和6（2024）年には14,855人と緩やかながら人口減少へと進んでいます。また、高齢化率は28%を超え、急速に高齢化が進んでいます。

本町は基盤整備を終えた優良農地が整然と広がり、丘陵部は森林に囲まれた緑豊かな田園地帯です。

また、本町には国内有力企業の主力工場があり、最先端の技術による生産活動が行われています。これらの企業が立地することにより雇用の場が創出され、町の財政力の向上にも寄与していますが、近年の自然環境の変化から生じる生産性の低下、事業所及び従事者の減少といった課題に直面しています。

本町の特産品ブランドとして玉城豚が定着してきていますが、これに続くブランド製品の展開が課題となっています。また、地産地消については、平成21年度から特定農業法人である集落で地域ブランド米の出荷に取り組んでいるほか、学校給食においても一部地元農産物が導入されていますが、さらなる地産地消推進のための体制整備が急務です。

このような状況の中で、本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要です。

このため、令和2年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を策定します。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本町が令和2年に認定された「半島振興を促進するための玉城町における産業振興に関する計画」(令和2年度～令和6年度。以下「前計画」という。)の期間においては、次のような取組及び目標を設定していました。

【産業振興を推進しようとする取組】

<町>

- ・工業用機械等の取得等にかかる特別償却制度等の町内事業者への周知及び商工会等と連携した利用相談による設備投資の促進
- ・振興対象業種に対する固定資産税の不均一課税措置促進

<県>

- ・半島振興実施地域における、工業用機械等の取得等にかかる特別償却制度の周知等を徹底し、事業者の設備投資の促進、事業税等の不均一課税の実施
- ・企業投資促進制度の利用による企業誘致や設備投資の促進

<関係団体等>

- ・玉城町商工会による事業所間の交流、経営改善の指導・研修会の実施
- ・伊勢農業協同組合による農産物のブランド化と個性ある農作物づくり
- ・玉城町観光協会による、地場製品のPRや観光情報の発信
- ・近隣市町と協働しながら企業の誘致

【目標】

業種	新規設備投資数 (件)	新規雇用者数 (人)
製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業	10	30

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和6年度12月末時点で次のような達成状況となりました。

【達成状況】		
業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	27	82
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業等	0	0

【成果及び課題】

- ・半島税制の利用により設備投資が行われ、目標はトータルでは達成しました。
- ・一部業種では立地条件等により誘致の見込みがなかったため、目標達成に至りませんでした。
- ・新規の企業立地など既存の施策による産業の集積を促進することが課題です。

資料：産業振興課調べ（産業振興機械等の取得に係る確認申請書より抽出）

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていきます。

- ① 本町の産業を今後も持続的に成長発展させていくために、事業高度化や地域内での二次投資を支援する環境を整備するなど将来にわたる生産・供給体制の確立を図ります。
- ② 新製品・新商品が開発（地域資源を生かして農林水産物の加工品を開発するなど）される環境の整備及び商品価値向上につながる玉城豚など地域ブランドの育成を図ります。
- ③ 本町の地場産品、県指定史跡「続日本100名城 田丸城跡」をはじめとする文化遺産や「アスピータ玉城」、「玄甲舎」、「田丸駅新駅舎」などの観光資源をPRすることで、農畜産物の販売促進や観光施設の利用促進など農商工観光の一体的推進に向けた連携の強化を図ります。
- ④ 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進を図ります。

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された玉城町全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおりです。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業分野では、全国的な流れの中で、農業の担い手の高齢化や一次産業離れによる後継者不足が懸念されている。消費者の立場からすると、農畜産物のブランド力不足や地元農畜産物を流通させる手段の乏しさ、農業経営の観点からは、施設の老朽化に伴う基盤整備の更新（パイプライン化等）に対する経済的な負担の増加などの課題を抱えている現状です。

(2) 商工業（製造業を含む）

商業分野では、中心市街地の少子高齢化や景気の低迷による消費の冷え込みなどによる顧客や売り上げの減少、後継者不足が生じている現状にあります。

このような状況の中、先人が築き上げてきた資源を活かし、産学官民、農商工の連携強化を図り、産地のメリットを活かし、個々の分野だけでなく、横断的・有機的に連携・協働することの必要性が求められています。

また、活性化のためのイベント等の企画・開催や地域ブランド品の創出も必要で、工業分野とともに、地元産業の活性化のための方策として重視すべきと考えます。

世界金融情勢の変化や景気低迷により、製造品出荷額が大きく左右され、本町の雇用環境の悪化や町財政への影響が懸念されています。

また、新しいことにチャレンジする素地が薄く、ブランド力の乏しさが指摘される中、工業関係者からは、需給のバランス、国際競争力の激化などによる現状の厳しい経営状況が課題として挙げられます。

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

情報通信業の現状は、町内の産業に占める割合は少ないものの、今後、町内の情報通信環境の整備を含めた企業参入の呼び水となる施策を展開し、町内の新たな産業進出の促進が必要です。

(4) 観光（旅館業を含む）

観光の現状は、続日本100名城田丸城跡、アスピア玉城、「玄甲舎」、「田丸駅新駅舎」など地域資源の活用と町外での観光PRにより、近年は年間約20万人の

観光入込客数を推移しています。また、道路交通網の整備が進み、都市圏からの移動時間が短縮され来訪しやすくなったことから、今後、町内での滞在時間を長くし、観光消費額増による地域経済の活性化を実現するための町内周遊プランや受け入れ体制の強化に取り組む必要があります。

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、観光業（旅館業含む）、農林水産業（農林水産物等販売業含む）、情報サービス業等とする。

本町の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進します。

(1) 玉城町の取組

● 製造業

工業用機械等の取得等にかかる特別償却制度等の町内事業者への周知や利用相談を商工会等と連携しながら実施し、設備投資を促進します。また、固定資産税の不均一課税の措置を行うとともに、ホームページ等による情報発信に努めます。

また、租税特別措置の活用を促しつつ、固定資産税の不均一課税に加える新たな奨励金制度等を検討し、町内の既存企業の事業拡大に伴う設備投資や新規事業所の立地に対する効果促進を図ります。また、近隣の伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町及び南伊勢町とともに設立した伊勢志摩地域産業活性化協議会において、伊勢志摩地域産業活性化基本計画を策定し取り組んできたことから、今後においても日本有数の観光資源や豊富な地域資源を活かし、都市部における企業立地セミナーや人材育成講座の開設など広域連携による産業集積に努めます。

● 観光業（旅館業含む）

地場産品、県指定史跡「続日本100名城 田丸城跡」をはじめとする文化遺産や「アスピア玉城」、「玄甲舎」、「田丸駅新駅舎」などの観光資源のPRと共に農畜産物の販売促進や観光施設の利用促進や農業体験、他産業と連携し、更なる体験観光の充実に取り組むなど農商工観光の一体的推進に向けた連携の強化に努めます。

● 農林水産業（農林水産物等販売業含む）

農林水産業については、6次産業化の推進や付加価値の高い農林畜産物の開発など生産基盤の整備に努めます。また、就労者の高齢化への対応のための人材育成について取り組みます。

● 情報サービス業等

企業立地等に向けた町独自の補助制度等を実施し、企業の誘致促進を図ります。

(2) 三重県の取組

三重県においては、企業投資促進制度を活用し、成長産業分野、マザー工場、研究開発施設、情報通信産業および高級ホテル・旅館などの付加価値の高い拠点誘致と設備投資の促進を図っており、誘致活動において租税特別措置を併せて案内することにより活用を推進している。

中でも、本町を含む地域については、三重県の北勢、中勢地域に比較して要件が緩和された「地域資源活用型産業等立地補助金」を設けており、地域資源を活用した企業誘致や設備投資の積極的な促進により地域産業の活性化に寄与している。

また、三重県が実施する地方税の不均一課税の取り扱いについては、県ホームページに情報を掲載するとともに、制度説明用パンフレットを作成し、県内8か所すべての県税事務所窓口で配布するなど、周知を図っている。

さらに、県産業振興部局が中心となり、三重県内で企業向けに実施する各種支援制度にかかる説明会などの場も新たに活用して、引き続き制度活用に向けた普及啓発を積極的に行っていくこととしている。

(3) 関係機関の取組

玉城町商工会においては、事業所間の交流、経営改善の指導・研修会を実施するなど、人材育成等に取り組めます。

伊勢農業協同組合においては、農産物のブランド化と個性ある農作物づくりに取り組んでいきます。

玉城町観光協会においては、体験型観光メニューの充実を図るとともに、観光イベントの開催や積極的な観光情報の発信に取り組んでいきます。

(4) 関係機関が連携して取り組む事項

国・県との連携による特定農業団体などの育成、支援を行うとともに、商工会との連携による地場産業の再生と町の特色を生かした新たな産業・事業の創出や近隣市町と協働しながら企業の誘致を進めるなど関係機関が連携し、産業の振興を図ります。

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標 (令和7年度～令和11年度)

新規設備投資件数 (件)	10件
--------------	-----

※積算根拠 2件×5年=10件

(2) 雇用・人口に関する目標 (令和7年度～令和11年度)

新規雇用者数 (人)	30人
移住者数 (人)	10人

※積算根拠 新規雇用者数：6人×5年=30人

移住者数：2人×5年=10人

(3) 事業者向け周知に関する目標 (毎年度)

① 説明会の実施	町または県での事業者向け説明会を1回以上開催する。
② 情報発信	町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、町広報紙にて1回以上確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。
③ 事業者への直接周知	税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

【人口】

	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年
人口 (人)	14,284	14,888	15,297	15,431	15,041
生産年齢人口 (人)	9,177	9,277	9,367	9,011	8,657
老年人口 (人)	2,657	3,142	3,457	3,956	4,277
高齢化率 (%)	18.6	21.1	22.7	25.6	28.4

資料：国勢調査

【人口動態】

	平成 12 年 2000 年	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 27 年 2015 年	令和 2 年 2020 年
前回との比較 (人)	971	604	466	134	-390

資料：国勢調査三重県市町村別人口調査結果

【産業別就業人口の推移（単位：人）】

区分	平成 12 年 2000 年	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 27 年 2015 年	令和 2 年 2020 年
就業人口	7,445	7,756	7,778	7,752	7,971
第 1 次産業	810	759	538	554	502
第 2 次産業	2,739	2,828	2,650	2,588	2,642
第 3 次産業 (分類不能)	3,887 9	4,088 81	4,249 341	4,518 92	4,827 0

資料：国勢調査

【観光入込客数】

年度	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
観光客総数	265,901 人	223,288 人	182,960 人	257,364 人	245,150 人

資料：産業振興課調べ